

発議第 2 号

八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

平成28年3月18日

提 出 者

八雲町議会議員 岡 田 修 明

賛 成 者

八雲町議会議員 岡 島 敬

〃 佐 藤 智 子

〃 宮 本 雅 晴

〃 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

別紙

八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例

八雲町議会委員会条例（平成 17 年八雲町条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6 人</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>5 人</u>とする。</p> <p>3 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。